租税法〈B28A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	澁谷 雅弘
文責 (課題設題者)	澁谷 雅弘
教科書	指定 三木 義一『よくわかる税法入門』[第 14 版] 以降(有斐閣)

《授業の目的・到達目標》

授業の目的は、単に租税法に関する知識を増やすことや、税額の計算方法を身に着けることだけではなく、租税法への理解を深め、租税法上どのような問題が生じているのかを発見し、その対応策を考える機会を提供することにあります。授業を通じて、履修者諸君が、現実の経済社会において生じている種々の租税法上の問題に十分対応しうる能力を養ってくれることを到達目標としています。

《授業の概要》

日本国憲法は、国民に納税の義務があることを宣言する(同30条)と共に、そのような租税の負担は、あくまでも法律という手段によって、国民が同意をする必要があることを明確に述べています(同84条)。それでは、現在のわが国の法体系の下で、国民は国家に対してどのような同意を与えているのでしょうか。国民にとってはきわめて身近な存在でありながら、その内容についてはそれほど知らないままに過ぎてしまっている、というのが、多くの人にとっては現実の姿なのかもしれません。この授業では、実際の租税法規定の検討を通じて、租税負担について国民が与えた同意=租税法の具体的内容についての検討をし、考えていきます。いずれにしても、私たちが国民として税を負担する以上、そのような税が課される理由や必要性とともに、どんな約束(=法律の規定)の下で、私たちは租税を負担することになっているのかを知り、十分理解しておく必要があるのではないでしょうか。租税法では、租税法の基本原理や租税法の解釈適用原理などの基本的考察と併せて、所得税法・法人税法・相続税法・消費税法などの課税要件法(租税実体法)や、租税の徴収や課税をめぐる租税手続法や租税争訟法など、広い分野の問題をフォローしておく必要があります。また、租税法の研究・考察対象は、民法や会社法、行政法など市民生活に密着した法律関係科目だけでなく、財政学や会計学などの経済科目にも及びます。履修者諸君には、それらの科目に対しての幅広い関心・興味を持つと共に、この授業を通じて、広い視野を養って欲しいと思います。

租税法規は毎年改正されます。また、その時々の経済情勢や政治的状況に合わせて、租税に関する政策的な提言や制度改革が常に試みられています。その上、近時における租税法判決の展開は目覚ましい状況にあります。租税立法の動向や新しく出される判決については、常に注意を払う必要が生じますし、それだけ租税法は知識更新の努力が要求される分野であるといえましょう。

《学習指導》

予習や復習の便宜のため、教科書としては取りあえず『よくわかる税法入門』を指定します。この本では、 身近な問題を取り上げて、それにどう対処したらいいのかを中心に、租税と租税法をめぐる問題を考察・ 解説しており、とても楽しい租税法への手引書となっています。まずは租税法では、どんな問題が生じて いるのかを気楽に学習してください。ただし、この本は、通常の租税法教科書とはスタイルや形式が違っていますので、租税法での議論の内容をもっとよく知り、学問的な知識を得ることに重点を置きたいならば、他に金子宏『租税法』(弘文堂)や谷口勢津夫『税法基本講義』(弘文堂)をはじめとする多くの一般的教科書を、併せて読まれることをお薦めします。実際の授業は、必ずしもこの本の内容にこだわらず、「分かりやすい租税法」、「皆さん自身で考える租税法」をモットーに実施していく予定です。面接授業への出席に際しては、必ず、主要租税法規定の掲載されている六法書あるいは中里他編租税法判例六法(有斐閣)を準備・携行するか、インターネットなどで租税法関連法規を適宜参照しうる環境を整えた上で、出席をしてください。日頃の予習・復習に際しても、常に租税法令の条文を参照しながら勉強を進めることを推奨いたします。

また、レポート課題は、個々の問題に対する答えや、税額の計算方法を知っているかどうかではなく、 事例の中にある法的問題を発見し、その問題に取り組む際の基本的な考え方が身についているかどうかを 判定するためのものです。そのため、結論そのものよりも、そこに至る理由付けがしっかりしているかど うかの方が重要です。結論だけを早急に求めるのではなく、租税法についての考え方が身につくように、 時間をかけてじっくりと取り組んで下さい。また、レポート作成の際には、次のような点に注意して下さ い。

- ・まず論点についてどのような結論がありうるかを考えてみて、次にそれらの選択肢の中でどれが最も 妥当であるかを考える。
- ・事例から直ちに結論を導こうとするのでなく、まずその論点に取り組む際の考え方や判断基準を示した上で、そこに事例を当てはめて結論を導いてみる。
- ・複雑な事例に取り組む際には、まず事例を単純化して考え、それを元に、事実を加えて複雑にしてい くとどうなるかを考えてみる。
- ・盗用・剽窃のあるレポートは不合格になります。他人の文章を引用するときは、必ず出典表示を適切 に行って下さい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

租税法〈B28A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

Aは、給与所得者で、令和2年の給与収入は600万円(税込)程度となる見込みである。Aは、B及びCと同居し、生計を一にしている。AとBは、事実上婚姻関係と同様の事情にあるが、婚姻届は提出していない。Cは、AとBとの子で、小学2年生である。BとCには特に収入はない。

Aは、所得税における人的控除(基礎控除、配偶者控除並びに配偶者特別控除及び扶養控除)の制度 が憲法違反であると考えており、それを理由に裁判を起こすことを検討している。

- (1) 所得税における人的控除について簡単に説明しなさい。
- (2) 人的控除にはどのような憲法上の問題があるか。上記の事例に即して検討しなさい。

第2課題【基礎的な問題】

- (1)「所得」と「収入金額」の違いを考慮しながら、それぞれの意味を分かりやすく説明してください。
- (2) 次の各場合は「所得」が生じているでしょうか。理由を付して検討をしなさい。
 - (イ)八王子市内から中央大学の多摩校舎まで歩いたので、電車賃やバス代がかからないで済んだ。 また、受験期の息子の勉強については両親が見てあげたので、家庭教師を雇ったり、塾に行か せたりするような費用は一切掛けないで済んだ。
 - (ロ) 夫が、妻のヘソクリからこっそりと1万円札3枚を失敬し、その全部をパチンコ代ですってしまった。また、息子が母親の財布から無断で1万円札を抜き取って、友達との飲み会の費用に使ってしまった。
 - (ハ) 山道を散歩していたら、道端に松茸が生えているのを見つけた。喜び勇んで何本かの松茸を収穫し袋に入れて持ち帰ろうとしたが、帰りに寄った茶店にうっかり置き忘れてきてしまった。 気がついて戻ったけれど、松茸の袋は消えてしまっていた。

第3課題【応用的な問題】

(問い)次のケースにおける A および C に対する課税関係を検討しなさい。

A(個人)は、B(個人)に登記簿上自己の所有名義となっている土地を売却し、代金として 5000 万円の現金を取得した。ところがこの土地は、A の所有地ではなく、実際には C(個人)が 10 年前に 1000 万円で購入した土地であった。自分の土地を売られてしまった C は、A に対して土地の返還を求めたが、B への移転登記や土地の引き渡しも済んでしまっていた。仕方がないので C は、A に対して売却代金の全額を引き渡すよう求めたが、競輪や競馬ですでに一部を費消してしまった A の手元には 2000 万円しか残っていなかった。仕方がないので C は、その 2000 万円を損害賠償金名目で A から受けとることにして、一切の問題についての決着をつけることとした。

第4課題【応用的な問題】

X(個人)は、30年前に銀座のビル(土地付き)を3億円で購入した。銀座の中心に近い場所にあるこのビルの現在価格は、敷地と含めて時価30億円ともいわれるが、たまたま部屋を貸した相手が暴力団の $\bigcirc\bigcirc$ 組(法人組織)であったため、他に借り手もなく、管理も十分行き届かない状態であった。資金繰りが苦しいXとしては、何としてもこの物件を売却したいと思っている。

- (1) このビルと土地を売りに出したが、暴力団が入居しているビルであるためどうしても買い手がつかず、仕方なしに○○組に5億円で売却した場合、
- (2) 5億円の立退料を払って○○組に立ち退いてもらい、その物件を第三者に 30億円で売却した場合、のそれぞれについて、所得税法上の処理を検討しなさい。また、Xが法人であるとしたら、法人税法上、どのような問題が生じるでしょうか。

〈推薦図書〉

金子 宏	『租税法』〔第 23 版〕(2019 年)	弘文堂
谷口 勢津夫	『税法基本講義』〔第6版〕(2018年)	弘文堂
中里 実・弘中 聡浩 他(編)	『租税法概説』〔第3版〕(2018年)	有斐閣
佐藤 英明	『スタンダード所得税法』〔第2版補正2版〕(2020年)	弘文堂
中里 実・佐藤 英明 他(編)	『租税判例百選』〔第6版〕(2016年)	有斐閣